

# 行田市投票立会人を募集します

多くの皆さんに政治や選挙に関心を持っていただき、選挙をより身近なものに感じてもらうよう、投票立会人を募集します。

## ▶応募要件

次の条件を全て満たす方

- ・市内在住で行田市の選挙人名簿に登録されている方
- ・明るい選挙の推進に理解のある方

## ▶投票立会人の職務

選挙人全体の代表として投票の公正を確保するため、投票所で次のことを行います。

- (1)投票所の開閉に立ち会うこと。
- (2)その投票所において最初の選挙人が投票する際、投票箱が空であることの確認に立ち会うこと。
- (3)投票開始前に投票箱の施錠を確認し、投票箱の解錠に立ち会うこと。(期日前投票所のみ)
- (4)投票箱の閉鎖に立ち会い、投票録に署名すること。
- (5)その他投票手続きに立ち会うこと。

## ▶立会時間・場所・報酬など

【投票日当日】

期日：投票日当日

時間：午前6時30分～午後8時

場所：市内29投票所のうち選挙管理委員会で指定した投票所

報酬：13,000円(別途費用弁償1,400円あり)

※開票所への投票箱送致に立ち会う方は14,000円

※源泉所得税を控除した額を指定口座に振り込み

【期日前投票】

期日：期日前投票期間(選挙の種類により6日から16日の間)のうちの1日

時間：午前8時30分～午後8時

場所：期日前投票所

報酬：11,500円(別途費用弁償1,400円あり)

※源泉所得税を控除した額を指定口座に振り込み

## ▶申請方法

行田市投票立会人名簿登録申請書(以下「申請書」という)に必要な事項を記入し、身分証明書(運転免許証や学生証など)を持参の上、行田市選挙管理委員会へ直接提出してください。申請書は、同委員会で配布する他、市ホームページからダウンロードできます。

## ▶立会人選任までの流れ

申請書が受理されると、行田市投票立会人登録者名簿(以下「名簿」という)に登録されます。選挙ごとに名簿に登録された方に対し、同委員会から調整のための連絡を行います。立会可能とされた方の中から、同委員会が選任書を送付します。ただし、名簿に登録された方が必ず選任されるものではありません。

## ▶立会人となった場合の注意事項

- ・き然とした態度で臨み、選挙人に不信を抱かせるような行為は慎むこと。
- ・トイレや食事、休憩以外は、席を離れないこと。
- ・投票に関する秘密や職務上知り得た個人情報を漏らさないこと。

▶問い合わせ 行田市選挙管理委員会(内線219)

# 新入学児童生徒学用品費を 入学前に支給します

令和2年4月に市内小・中学校に入学されるお子さんがいる家庭で、経済的に困りの保護者の方に就学援助の新入学児童生徒学用品費を入学前の2月に支給します。

- ▶対象
- ・令和2年1月1日現在で市内に居住している方
  - ・児童扶養手当を受給している世帯または平成30年中の所得が「準要保護」の基準に該当する世帯

▶申請期限 【2月支給分】12月27日(金)まで(必着)  
【5月支給分】令和2年3月31日(火)まで(必着)

▶申請方法 「行田市就学援助費支給申請書」に必要な書類を添えて教育総務課へ持参してください。  
※中学校入学予定の小学6年生のうち、すでに就学援助の支給を受けている方は申請不要

▶問い合わせ 同課財務施設担当 ☎556—8311

# 特別障害者手当・ 障害児福祉手当を支給します

## 特別障害者手当

▶支給額 月額27,200円

▶対象 20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別な介護が必要な方  
※施設に入所中の方や3カ月以上継続して入院している方は受けられません。

## 障害児福祉手当

▶支給額 月額14,790円

▶対象 20歳未満で、障害や疾病などにより、日常生活において常時介護が必要な状態の方。  
※施設に入所中の方や障害を支給事由とする年金を受給している方は受けられません。

▶その他

- ・申請を受け付けた月の翌月分から支給の対象になります。なお、原則として専用の診断書により、「常時(特別な)介護が必要な状態」に該当するかどうかの審査がありますので、申請しても手当の対象外になる場合があります。
- ・いずれの手当にも所得制限があります。

▶問い合わせ 福祉課障害福祉担当(内線258・265)

# 秋の防災予防運動

11月9日(土)から15日(金)まで、全国一斉秋季防災予防運動実施期間です。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐことを目的に実施します。

防火標語(2019年度全国統一防火標語)  
ひとつずつ いいね! で確認 火の用心

住宅防火いのちを守る7つのポイント  
3つの習慣・4つの対策

## 3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

## 4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

▶問い合わせ 消防本部 予防課 予防担当 ☎550—2121

# 住宅用火災警報器設置に関する アンケートにご協力を

消防本部では、住宅用火災警報器の設置率向上に向け、アンケート調査を実施します。

消防職員が任意抽出した世帯を訪問しますので、ご協力をお願いします。訪問時には、必ず身分証明書を提示しますので、ご確認ください。

なお、消防署が特定の業者を依頼して住宅用火災警報器を直接販売することや、部屋に入っただけの確認・点検を行うことは一切ありません。悪質な訪問販売なども報告されていますので、ご注意ください。

▶調査期間 11月9日(土)～令和2年3月7日(土)

▶問い合わせ 消防本部 予防課 予防担当 ☎550—2121